

群弓連だより

113号

平成28年6月

群馬県弓道連盟

発行人 鈴木康弘

会長ご挨拶

群馬県弓道連盟会長 鈴木康弘

【1年を振り返って】

昨年の4月に群弓連の会長に就任してから一年余りとなります。この間6月には全弓連から範士の推挙をいただき責任の大きさを実感し、矢羽問題で中央道場へ招集を受け弓道界の現実の世界を知り、秋には八年に一度の錬士中央審査会を前橋会場と高崎会場で開催し運営の難しさを実感し、12月には私の範士挙手祝賀会を開催して頂き感謝無量、さらに28年度になっての臨時中央審査会と休む間もなく群弓連行事をこなしてきました。まさに「こなしてきた」のです。これが出来ましたのも会員の皆様のご協力があってのことです。この紙面をお借りして群弓連会員の皆様に心より感謝申し上げます。

【今年の重点活動】

28年度になっての5月の総会では群弓連の会則の改定の承認をいただき、会の組織づくりの基本を確立いたしました。次に28年度のこの一年で群弓連の「財政の確認」さらには「行事そのものあり方」の検討を実施してまいります。会員皆様のご意見とご要望をお聞かせください。

【所信表明エピソード】

昨年5月の範士推挙の面接の際に、審議委員の先生方から「公益法人の弓道界の最高の称号をもらうことになるが、どのように社会に還元するか」との問い合わせがありました。この時私は、「私としては只々趣味道楽として弓道を行っているにすぎませんので、弓道を通して社会に還元しようなどと大それたことは考えておりません。どのような職業であっても只管努力を続けた結果があるのであって、大上段に構え、自分の仕事ややっていることが社会の為になるなどと考えている人はいないのではありませんか。」と答えた後に、「ただ弓道に関して言えば、弓道界で育てられた私ですので、私が考えている弓道が弓道そのものだと信じています。」と大見えを切った覚えがあります。

【自分の信じる弓】

大先生方の前でこのようなことを言う私ですから、この一年の間に多くの会員の方々にご迷惑をおかけしたことだと思いますが、群弓連会長として、会員の皆様が楽しく弓道に打ち込める群弓連にしたい、との思いで取り組んでおりますので、何卒ご容赦ください。28年度に取り組む「財政」と「行事」の見直しについても、ご協力をお願いいたします。

【「弓道」の継承が、十分に社会還元です】

一般社会では「弓道は精神集中にいい趣味ですね」などと「弓道」を肯定的に見ててくれています。このことは私一人だけの感じではないでしょう。今、我々が弓道をたしなみ、弓道に親しむことが、日本の伝統的としての「弓道」を継承すると同時に、社会全般の「弓道」に対しての肯定的な見方も、次の世代へと伝えていくことになるのではないでしょうか。佳き伝統を守り、これまで我々を導いてくださった弓界の先輩方に対しての恩返し、弓界への「御恩奉公」であると同時に、将来にわたり「弓道」を継承することが、社会への貢献になれば、と思います。

「弓矢を持つこと審固なり……」の志を忘れずに修練したいものです。

会長挨拶、もくじ		平成26年度決算報告書	…	5
群馬県弓道連盟会則	… 2	平成27年度予算書	…	6
群馬県弓道連盟会則	… 3	平成27年度役員名簿、支部長名簿	…	7
群馬県弓道連盟運用規程	… 4	範士号挙手にあたって、お知らせ	…	8

【主な改定点】

第3章に会員の定義を設け、旧第6章の任期を役員等の章に組み入れました。

群馬県弓道連盟会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、群馬県弓道連盟と称する。
- 第2条 本会は、本会の目的に賛同する会員をもって組織する。
- 第3条 本会の事務所は、理事長宅に置く。
- 第4条 本会は、(公財)全日本弓道連盟及び(公財)群馬県スポーツ協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本会は、弓道の普及振興を図り、会員相互の親睦、体位の向上、人格の涵養に資し、社会文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
 - (1) (公財)全日本弓道連盟及び都道府県弓道連盟との事業・交流
 - (2) 弓道振興のための競技会、講習会、研修会等の開催
 - (3) (公財)全日本弓道連盟の規程による段級審査
 - (4) 支部及び連合会との連携・助成
 - (5) 会員名簿及び会報の発行
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第7条 本会に入会金と年会費を納入したものが原則として会員となる。
- 第8条 会員は名誉会員、正会員とし、正会員は一般会員と学生会員とする。
 - (1) 名誉会員は本会に功労のあったもので、会長が推薦して理事会の議決を経る。
 - (2) 正会員は会費等を納入したものをいう。
 - (3) 正会員のうち一般会員は、学生会員以外の者をいい、学生会員は、大学生(大学院生、短大生を含む)、専門学校生、高校生、中学生、小学生とする。
- 第9条 会費未納のときは、休会とする。

第4章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
常任理事	若干名 (うち会計2名、副理事長1名含む)
理 事	若干名
監 事	2名

- 第11条 本会の役員は、次のとおり選出する。
 - (1) 会長及び監事は、理事会が推挙し総会において承認する。
 - (2) 副会長、理事長は会長が選出し総会に報告する。
 - (3) 理事は、連合会長及び部会長をもって充て、その他若干名を会長が選任する。
 - (4) 常任理事は会長が理事の中から選出する。

- 第12条 役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 理事長は会長の命により、本会の運営全般を掌理し、他団体との涉外にあたる。
 - (4) 常任理事は、必要事項を審議して事業の円滑な運営に当たる。
 - (5) 理事は、部会等の日常業務を処理し、事業の運営に当たる。

- (6) 監事は、事業及び会計の監査を行い、その意見を理事会及び総会に報告する。

- 第13条 本会の役員任期は2か年とする。ただし、再選を妨げない。補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第14条 本会は、理事会の議決を経て名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
 - 2 名誉会長、顧問、参与は、重要な会務について会長の諮問に応じ、必要な会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 会議

第15条 本会は、次の会議を行い、会長が招集し議長となる。

- (1) 総会
- (2) 正副会長会議
- (3) 理事会
- (4) 常任理事会
- (5) 支部長会議

第16条 総会は、通常総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。総会は、会長以下役員及び代議員が出席し、次の重要事項を審議する。

- (1) 予算並びに決算
- (2) 事業計画
- (3) 会長・監事の承認
- (4) 会則・規程の改正
- (5) その他重要な事項

第17条 総会の議決は代議員が行い、議事録を作成する。

2 代議員に関する必要な事項は、代議員規程で別に定める。

第18条 正副会長会議及び理事会、常任理事会の構成は次のとおりとする。

- (1) 正副会長会議は、会長・副会長・理事長が出席する。
 - (2) 理事会は、正副会長・理事長・理事・監事が出席する。
 - (3) 常任理事会は、正副会長・理事長・常任理事が出席する。
- なお、会長が必要と認めた者は、当会議に出席することができる。
- (4) 支部長会議は、支部長と連合会長のほか常任理事会構成員が出席する。

第19条 会議の成立及び議決は、次のとおりとする。

- (1) 会議は委任したものを含めて過半数の出席をもって成立する。
 - (2) 会議の議決は出席者の過半数をもってし、賛否同数のときは議長が決定する。
- 2 前項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、運営規程で別に定める。

第6章 部会

第20条 本会の事業を遂行するため、次の部会を置く。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 総務部会 | (2) 広報部会 |
| (3) 県外審査部会 | (4) 地方審査部会 |
| (5) 称号者部会 | (6) 指導部会 |
| (7) 競技部会 | (8) 強化部会 |
| (9) 女子部会 | (10) ジュニア部会 |
| (11) 勤労者部会 | (12) 還暦部会 |
| (13) 教職員部会 | (14) 高校部会 |
| (15) 特別部会 | |

2 部会の内容を次のように定める。

- (1) 部会長は会長が指名する。但し、勤労者部会・還暦部会・教職員部会は各部会が推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 部会の事務所は部会長宅におく。
- (3) 部会に副部会長その他若干名の役員を置くことができる。
- (4) 部会役員の任期は、連盟役員と同一とする。
- (5) 部会の会議は、原則として本連盟の行事当日、その終了後に開催し、理事会に報告する。
- (6) 部会に庶務係を置き、必要な諸帳簿を整備し理事会に報告し承認を受けるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会運営規程で別に定める。

第7章 支部及び連合会

第21条 本会は、県内の郡市町村に支部を置くことができる。又、4毛地区の支部をもって4連合会を設置する。

2 前項の支部及び連合会に関し必要な事項は、支部及び連合会規程で別に定める。

第8章 会計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の経費は、会費、補助金、審査収入その他の収入をもって充てる。

2 前項の会費等に関し必要な事項は、会費等規程で別に定める。

第24条 会費等の額は理事会で審議し、総会において決定する。

第9章 賞・罰

第25条 本会の発展に著しく寄与し名誉を高めた会

員は、理事会の議決により表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、表彰規程で別に定める。

第 26 条 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的にもと
る行為があつた会員は理事会の議決により懲戒する
ことができる。

第10章 その他

第27条 この会則に定めるもののほか、助成金及び慶弔に関する必要な事項は助成金規程、慶弔規程で別に定める。

第28条 本会則の執行に当たり、諸規程に生じた必要事項は理事会が定め総会に報告する。

付則	この会則は、昭和54年 7月29日より施行する。
付則	この会則は、昭和63年 4月 9日より施行する。
付則	この会則は、平成 3年 4月 7日より施行する。
付則	この会則は、平成 4年10月18日より施行する。
付則	この会則は、平成12年12月 3日より施行する。
付則	この会則は、平成17年 4月 1日より施行する。
付則	この会則は、平成20年 4月 1日より施行する。
付則	この会則は、平成25年 4月 1日より施行する。
付則	この会則は、平成26年 4月 1日より施行する。
付則	この会則は、平成26年 5月31日より施行する。
付則	この会則は、平成27年 4月26日より施行する。
付則	この会則は、平成28年 5月 7日より施行する。

【主な改定点】

従来の内規を運営規程、地方審査規程、競技会規程、会費等規程にそれぞれ分けました。

群馬県弓道連盟運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第19条第2項の規定に基づき、会則に掲載されないものを記録し、本連盟が正確に運営できることを目的とする。

(事業計画と予算)

第2条 事業計画と収支予算は、理事会が審議し総会の承認を求める。

なお、理事会が審議する計画と予算の原案は会長、副会長、理事長、会計担当者、関係部会長、その他が協力して作成するものとする。

(事業報告と決算)

第3条 事業報告と収支決算は、事業年度終了後2か月以内を目標に、監査と理事会を行い総会の承認を求めるものとする。

(決算書類)

第4条 収支決算は予算額と決算額を比較して表示し、予算と決算の差異が大きい項目についてはその理由を備考欄に注記する。

(会計担当)

第5条 本連盟の会計担当は正副2名とし、1名が金銭管理、他の1名が出納簿を記載し、万全を期するものとする。

(事前配布)

第6条 代議員が審議する議案は総会前に配布し、事前に検討できるよう配慮する。

(議事録)

第7条 総会及び理事会の議決事項は、会長が指示して議事録を作成し、保存するものとする。議事録には開催年月日、開催場所、出席役員、議事の経過要領、議決結果等を記録する。

(緊急事項)

第8条 常任理事会等で緊急を要するものはメール決裁ができるものとする。

付則 この内規は、平成14年4月1日から施行する。

- 〃 平成17年4月1日から施行する。
- 〃 平成18年4月1日から施行する。
- 〃 平成18年4月1日から施行する。
- 〃 平成23年4月1日から施行する。
- 〃 平成24年4月1日から施行する。
- 〃 平成26年4月1日から施行する。
- 〃 平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月7日から施行する。

※ 運営規程以外のものは、会員名簿によりご確認ください。

平成27年度 一般会計収支決算書

平成28年5月7日総会にて認定されました

会計資料につきましては内部情報の為、
インターネット上の公開がふさわしくないと
判断し、非公開としております。

会計資料につきましては内部情報の為、
インターネット上の公開がふさわしくないと
判断し、非公開としております。

平成28年度 群馬県弓道連盟役員名簿

役 職	氏 名	備 考	氏 名	備 考
名誉会長	須田 定雄			
顧 問	大島 善春			
参 与	小又 秀雄		高橋 静夫	
参 与	佐藤 紘一			
会 長	鈴木 康弘	全弓連評議員		
監 事	宮崎 英一		飯塚 勝亮	
副 会 長	金井 喜四男	指導部会長	戸森 恵美子	総務部会長
副 会 長	新井 聖司	教職員部会長 高校部会		
理 事 長	金山 正一	広報部会長		
常任理事	長谷川 幸浩	副理事長		
常任理事	関原 光雅	会計	小屋 美ち子	副会計
常任理事	鬼塚 亨	東毛連合会長	三塚 宇善	還暦部会長、中毛連合会長
常任理事	赤見 晴夫	北毛連合会長	田中 義裕	強化部会長、西毛連合会長
理 事	浦野 礼三	県外審査部会長	勅使川原 幸子	地方審査部会長
理 事	芹澤 功	称号者部会長	勅使川原 守	競技部会長
理 事	女屋 厚子	女子部会長	雨宮 巧	ジュニア部会長
理 事	小俣 充	勤労者部会長	原澤 かおる	教職員部会副部会長
理 事	高橋 将	高校部会長	間々田 功	高校部会

平成28年度 群馬県弓道連盟支部長名簿

支部名	氏 名	支部名	氏 名	支部名	氏 名
赤城	都丸 幸男	吾妻	篠原 淳一	安中	古尾谷 茂
伊勢崎	大島 昭	邑楽館林	鈴木由起彦	太田	石川 忠弘
甘楽	古川 康夫	北群馬	高村 哲夫	桐生	青柳 純江
境	小野里照代	佐波あづま	小林 稔	渋川	浦野 礼三
高崎	谷山 邦明	利根沼田	原澤 芳雄	富岡	横山 賢一
新里	青木 廣行	榛名	五十嵐貫市	藤岡	井川 潤
北橘	根井 孝治	前橋	高橋 香内	みどり	金子祐次郎

※群馬県弓道連盟代議員名簿及び組織図は会員名簿でご確認ください。

範士号挙受にあたって

佐波あずま支部 高橋 静夫

去る5月18日に開催された全日本弓道連盟の審議会において、他の五人の先生方と共に範士に推挙されました事は想定外の喜びであると同時に、群馬県弓道連盟会長先生を始めとする会員の皆様方のお力添えの賜物であると深く衷心より感謝申し上げます。

思い起こせば、東京都の板橋区弓道連盟の会員になったのが中学校への入学時であり、これが私と弓道との出会いでした（昭和26年4月）。爾来、同中学校弓道部や板橋区弓道連盟、そして職場内の弓道部を経て修練を重ねて参りました。幸運にも私は主な節目において素晴らしい師匠に巡り会えてきました。高校時代から青年初期には故佐藤 堅吾先生（教士八段）に基礎を徹底的に叩き込まれました。続く青年中期時代においては、故福原 郁郎先生（範士十段）に心酔したものでした。そして仕事の関係で群馬県への転勤（昭和52年）に伴って、かの板橋区弓道連盟を止む無く離れて、群馬県弓道連盟に転属してからは、故齋藤 友治先生（範士十段・元全日本弓道連盟会長）に薰陶を受けました。このように偉大な御三方のご指導が今日の私を「生み」、「育て」そして「成長させて」頂いたものだと心底から思っております。

この私を陰になり、陽になってお世話を下さった方々にも謝辞を申し上げます。特に弓道関係では伊勢崎市弓道協会や群馬県弓道連盟の会員の皆様方、そして北海道から九州までの弓友の方々に、併せて弓道関係以外でも地域の方々や行政当局による数々のご配慮やご厚意に紙面をお借りして御礼を申し上げる次第です。

今、指折り数えるに65年を超える了。弓を始めてからの時が・・・「基本的に忠実になる事！」をモットーにして来た心算の小生の弓道人生であります。所詮は浅学非才であるが故に先輩諸氏を差し置きながらの今回の範士号挙受は少なからずの戸惑いも禁じ得ません。しかし、この事は自分の運命であり宿命であると前向きに捉え、これから的人生の後半部を以って、国際化された弓界に於ける人財の発掘・指導育成に傾注し、弓道の更なる発展に尽くさせて頂く所存であります。

今後とも、皆様方にご指導・ご鞭撻の程をお願いし、末筆ながらも群馬県弓道連盟に限らず、弓界の弥栄を願いながらご挨拶に代えさせて頂きます。<了>

特集

地方審査部会よりお知らせいたします。
審査終了後に、受審者に対して一人1分程度審査員全員による講評を開始しました。
沢山の方が列を作り熱心に指導を受けております。

「普段練習している時に指摘されていることと同じことを言われ、再確認した」「自分の悩んでいるところの直し方がわかりこれから稽古の取り組みにはりあいができた」「的中がもっと伸びるような気がしてきた」等、多くの感想が寄せられています。

日頃の修練においての課題や的確な目標を持っていただくため、今後も続けてまいります。

各道場・支部で昇段を目指している皆さん、積極的に活用してみてはいかがでしょうか。

編集後記

群弓連だより第113号をお届けいたします。

前号では、「平成27年9月関東・東北豪雨」での自然災害のことを記し、今回は、奇しくもたび重なる地震により多くの被害がでた「平成28年熊本地震」がありました。いずれも自然の驚異、脅威を再認識することとなりました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

改めて日々弓道に取り組むことの幸せを感じつつ、この幸せを長く保つようにと願うこのごろです。



第5次地方審査講評の様子